積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	業計	年年	度月	令和7年度 令和年月					
予	算	科	目	款	項	目		節	
エ	事	場	所	京都市下京区清水町他 地卢	7				
路線	名又に	は河川	名等						
工	事		名	歩道整備工事 (西堀川通)					
工			期	契約日の翌日から令和8年3	3月13日まで				
事	業	課 (所	·) 名	南部土木みどり事務所		単価使用	年 月 令和	年	月
工	事	番	号			歩掛適用4	年 月 令和	年	月
変	更	口	数			基準適用。	年 月 令和	年	月
主	工	•	種			単 価 地	区		
前	払 会	金 支	出			調整区	分		

京都市 建設局



工事概要

工事延長				m	129. 3
アスファルト舗装工	m2	685	透水性舗装工	m2	260
側溝工	式	1	集水桝・マンホール工	式	1
縁石工	式	1	防止柵工	式	1

施工理由

本工事は、一般市道西堀川通において、歩道の横断勾配が急であり、歩行者の通行に支障をきたしていることから、歩道の拡幅及び横断勾配の緩和を行うことで、快適な歩行空間の形成を目的とするものである。

					設計	十額	請負	額
					金額	増減額	金額	増減額
_	工事費		弗	前回	円	Ш	円	Ш
	7		貝	今回	円	円	円	1 1
内	T 5	事 価	格	前回	円	Ш	円	Ш
l Li	=	尹门川	俗	今回	円		円	
訳	沿弗4	说相当智	妇	前回	円	Ш	円	Ш
可人	们 到 1	九十日 〓 名	识	今回	円		円	Г
支	給		費	前回	円	Ш	円	Ш
	芥口		貝	今回	— 円		円	П

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	使	用	年	月	2025年7月	
歩	掛	適	用	年	月	2025年7月	
基	準	適	用	年	月	2025年7月	
単	ſ	西	地		区	2601: I 地区	
調	县	整	区		分	単独工事	
現場環境	竟改善	費(率	計上)				
市	街	地	<u>.</u>	補	正	市街地	
共通仮	没費(名	率計上)					
主	た	る		エ	種	04:道路改良工事	
施	工 :	地域	等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1. 2
I	C '	Γ 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理	里費						
施	工 :	地域	等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1.1
I	C '	Γ 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1. 03
一般管理	里費						
前扣	公金支	出割台	きによ	こる補	正	補正を行わない	1.00
財	団法ノ	人等	こよ	る補	正	補正を行わない	1.00
契約	的 保 記	正に1	系る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	承 4. 签 加 八	土砂		m3	2, 700	処分費	
担龄上上	7发上处连上	残土等処分 廃路盤材			m3	4, 960	処分費	
	側溝工	円形側溝(乗入部)			m	19, 370	材工共	
		円形側溝(路肩部)			m	19, 370	材工共	
排水構造物工	<i>".</i> 1 11	プレキャスト街渠桝 (乗入部)			箇所	64, 100	材工共	
	集水桝・マンホール工	プレキャスト街渠桝 (路肩部)	円形側溝用		箇所	68, 580	材工共	

規格	単位式	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	式	1				
	式	1				
	-					
	式	1				
	- 7					
		1				
土質:土砂,施工方法:オープンカット,押土:無し,障害:	10	1				(概)
無し, 施工 数量: 5,000m3未満		150				
	m3	150				
	15.					
十磨:十砂	式	1				(概)
上县、上岭						(似儿)
	m3	50				
土質: 土砂						(概)
	m3	20				
土質区分: 土砂, 土質: 土砂						(概)
	m3	30				
土質区分: 土砂, 土質: 土砂	mo					(概)
		00				
	m3	20				
166. [7]/Ulth TTM (A)	式	1				
土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む)						
	m3	10				
廃路盤材						
	m3	150				
土砂						
	m2	10				
	土質区分: 土砂, 土質: 土砂 土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 廃路盤材	m3 式 式 土質:土砂 m3 土質:土砂 m3 土質区分:土砂,土質:土砂 m3 土質区分:土砂,土質:土砂 m3 式 土質に土砂 m3 式 土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む) m3 廃路盤材 m3	式 1 土質: 土砂, 施工方法: オープンカット, 押土: 無し, 障害: 無し, 施工数量: 5,000m3未満 m3 150 式 1 土質: 土砂 m3 50 土質: 土砂 m3 20 土質区分: 土砂, 土質: 土砂 m3 30 土質区分: 土砂, 土質: 土砂 m3 20 式 1 土質: 土砂 は質: 土砂 m3 20 式 1 土質: 土砂 は質: 土砂 に対して ボス 1 土質: 土砂 に対して ボス 1 土砂 に対して 1 エジ 1	式 1 土質:土砂, 施工方法:ホブ/カット, 押土: 無し, 障害: m3 150 式 1	式 1 土質:土砂,施工方法:キアンカット,押土:無し,障害: m3 150 式 1 土質:土砂	式 1 土質:土砂・施工方法:オープンカット,押土:無し、除客: m3 150 式 1 土質:土砂 m3 50 土質:土砂 m3 20 土質区分:土砂・土質:土砂 m3 30 土質区分:土砂・土質:土砂 m3 20 土質区分:土砂・土質:土砂 m3 10 廃路盤材 m3 150

- 1 -

[事名 歩道整備工事(西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分	廃路盤材						
		m3	150				
舗装工		mo	100				
		式	1				
舗装準備工		10	1				
		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:15cm以下	工	1				
HIII 48/108 29 FT							
舗装版破砕	舗装版種別:7スファルト舗装版,舗装厚:15cm以下	m	23				
时 交叉 / 以	HID GAZINA ISSAULT / / W / W I HID GAZINA) HID GAZINT - A OCUMAN I						
+0.V7.160	殼種別:舗装版破砕	m2	910				
殼運搬	放性別・						
		m3	60				
殼処分	殻種別:アスファルト殻						
		m3	60				
アスファルト舗装工 : 車道							
· 平垣 【一般部】		式	1				
上層路盤(車道·路肩部)	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材 規格:再生アスファルト安定処理(25),仕上り厚:64mm						
		m2	391				
基層(車道·路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超						
	тыд · о. ошле	m2	433				
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均幅員:3.0m超		100				
	神田貝・J. VIII位	m2	433				
アスファルト舗装工		1112	433				
:東側歩道		式	1				
【一般部】 下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クラッシャラン RC-30,仕上り厚:87mm	八	1				
	,,						
		m2	212				

- 2 -

至 (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本) (本本					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層(歩道部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	213				
表層(歩道部)	材料種類:再生細粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	213				
アスファルト舗装工:西側歩道							
【乗入10t未満】		式	1				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クラッシャラン RC-30,仕上り厚:250mm						
		m2	39				
基層(歩道部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	39				
表層(歩道部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m以上						
		m2	39				
透水性舗装工:西側歩道							
【乗入部2t未満】		式	1				
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土,75μm通過6%以下), 仕上り厚:50mm						
		m2	260				
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クラッシャラン RC-30,仕上り厚:200mm						
		m2	260				
表層	材料種類:開粒度アスコン(13),平均幅員:2.4m以上,舗装厚:40mm						
		m2	260				
コンクリート舗装工							
		式	1				
土間コンクリート	コンクリート規格:18-8-25BB, 仕上り厚:100mm						(概)
		m2	0.1				
ブロック舗装工 【視覚障害者誘導ブロック】							
		式	1				

- 3 -

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
フィルター層	材料種類:山砂(洗い・真砂土,75μm通過6%以下), 仕上り厚:50mm						(概)	
		m2	11					
下層路盤(歩道部)	路盤材種類:再生クラッシャラン RC-30,仕上り厚:100mm						(概)	
		m2	11					
特殊ブロック舗装	作業区分:設置,ブロック規格:30cm×30cm						(概)	
		m2	11					
排水構造物工		1112	11					
		式	1					
側溝工		14	1					
		式	1					
プレキャストL形側溝(一般部)	側溝規格:各種(京都市型2号)	八	1				(概)	
The Land Addition of the Land			95					
プ レキャストL形側溝(切下げ部)	側溝規格:各種(京都市型2号)	m	35				(概)	
7 F ([M D)D BOHT (93 1) HB)							(194)	
プレキャストL形側溝(段差部)	側溝規格:各種(京都市型2号)	m	4				(概)	
/ V1 TATLID 関係 (4X 左印)	MH7/CHI LIE (MH7/LE-57)						(1141.)	
田水加速 (表 1 如)		m	1					
円形側溝(乗入部)								
		m	131					
円形側溝(路肩部)								
		m	80					
側溝端部閉塞	コンクリート規格: 18-8-40BB						(概)	
		箇所	5					
集水桝・マンホール工								
		式	1					
現場打街渠桝							(概)	
		箇所	1					

- 4 -

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャスト街渠桝(乗入部)	円形側溝用						
		箇所	4				
プレキャスト街渠桝(路肩部)	円形側溝用						
		箇所	4				
雨水桝天端改修	京都市型2号	H/91					(概)
		箇所	4				
街渠桝端部閉塞	コンクリート規格:18-8-40BB	E(7)					(概)
		箇所	1				
取付管およびます工		E4771					
		式	1				
取付管布設工							
		式	1				
取付管	材質:硬質塩化ビニル,管径:φ100,管延長:3m未満		1				(概)
		箇所	4				
管路土留工		四//	1				
		式	1				
アバ矢板土留	床掘り深:H=2.5m以下		1				(概)
(参考数量)		m	13				
縁石工		111	10				
		式	1				
			1				
		式	1				
歩車道境界ブロック	プロック規格:セミフラット(京都市型A種)		1				(概)
(一般部)		m	96				
歩車道境界ブロック	プロック規格:セミフラット(京都市型A種)	III.	00				(概)
(乗入部)		m	6				

- 5 - 京都市

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ブロック (横断部)	ブロック規格:セミフラット(京都市型A種)						(概)
		m	10				
歩車道境界ブロック (段差部)	ブ・ロック規格:セミフラット(京都市型A種)						(概)
	T . h LE life . 1 TT (100) (100) (200)	m	4				(love)
地先境界ブロック	ブ゚ロック規格:A種(120×120×600)						(概)
		m	2				
現場打縁石	ブ゚ロックト規格:現場打(150×150/128)						(概)
		m	117				
防護柵工							
		式	1				
防止柵工							
		式	1				
転落(横断)防止栅 (H=800)	柵高:0.8m,作業区分:プレキャストコンクリートプロック建込						(概)
		m	19				
転落(横断)防止柵 (H=900)	柵高:0.9m,作業区分:プレキャストコンクリートプロック建込						(概)
		m	92				
車止めポスト工		b					
	+121° 1/7 111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	式	1				(Int)
車止めポスト (基礎含む)	車止めポスト径:111.4mm, 車止めポスト長さ:1,100mm	<i>k-k-</i> → r-					(概)
Lar adv		箇所	4				
標識工							
		式	1				
小型標識工 (既存流用)		15.					
	Digital NVD is constant to the constant of the	式	1				(Ima)
標識柱 (路側式)	柱規格:単柱式 径60.5,柱長さ:4.1m,施工規模:5 基以上						(概)
		基	5				

- 6 -

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
標識板	標識板規格:2.0m2未満						(概)
		枚	10				
区画線工							
		式	1				
			1				
		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ	IX.	1				(概)
(横断歩道·停止線)	45cm, 塗布厚: 厚1.5mm, 排水性舗装: 無し		0.5				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・	m	27				(概)
(タ・イヤマーク)	記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し						(1947)
\tag{\frac{1}{2}} = \frac{1}{2} = \frac{1}{2		箇所	2				/ Lant \
溶融式区画線 (止まれ)	施工方法区分:溶融式手動,規格·仕様区分:矢印·記号·文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し						(概)
		箇所	1				
溶融式区画線 (自転車マーク)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し						(概)
(日料平) //		箇所	1				
溶融式区画線 (矢羽根+自転車マーク)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し						(概)
(大羽似十日転車マーク)		箇所	3				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動,規格·仕様区分:矢印· 記号·文字,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し						(概)
(注意喚起マーク)		箇所	1				
道路植栽工		100	-				
		式	1				
道路植栽工		14	1				
		式	1				
移植	樹木規格:低木樹高60cm未満	工	1				(概)
t> these							18747
	樹木規格:低木樹高60cm未満	本	34				(概)
1102 723	184 V LANG LEE - 1878 V LANG LEE GOOGHEN [VIII0]						(115/1.)
		本	34				

- 7 -

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工							
		式	1				
構造物取壊し工			1				
		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	14	1				(概)
		2	32				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:鉄筋構造物,工法区分:機械施工	m3	32				(概)
777 111,72 131,7632 0							(194)
標識撤去工		m3	4				
標識柱・基礎撤去(路側式)	単柱式(基礎含む),5基以上,無,無	式	1				(概)
棕誠性·基礎 服 去 (始 侧 凡)	十二八(各版自己), V名》上,,						(191)
true and the late. I.		基	5				(Lour)
標識板撤去	5基以上, 無, 無						(概)
		枚	10				
樹木撤去工							
		式	1				
支障木撤去	幹周:60cm以上90cm未満, 運搬含む						(概)
		本	1				
低木撤去	樹高:60cm以下,運搬含む						(概)
		m2	17				
枝葉処分							
		t	0.08				
幹処分			0.00				
		t	0. 22				
根処分		l l	0. 22				
			0.00				
		t	0. 23				

- 8 -

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工							
		式	1				
殼運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)		_				(概)
		m3	32				
殼運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)						(概)
		m3	4				
殼処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)		1				
		m3	32				
	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	mo	02				
		m3	4				
現場発生品運搬	発生材種類:フェンス等	mo	1				(概)
		t	1. 19				
スクラップ	スクラップ [*] 種別:^ビーH2		1.13				
		t	-1. 19				
			1.13				
		式	1				
交通管理工		14	1				
		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	1	1				
		人日	160				
概略発注工		Хн	100				
		式	1				
概略発注工		14	1				
		式	1				
概略発注工		14	1				
		<u> </u>	1				
概略発注工		式	1				

- 9 - 京都市

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	事業区分 道路新設·改築 工事区分 舗装		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 40.0%以内		式	1				(概)を参照	
直接工事費								
		式	1					
共通仮設								
		式	1					
共通仮設費		-						
		式	1					
現場環境改善費			-					
		式	1					
現場環境改善費(率計上)			1					
		式	1					
共通仮設費 (率計上)		174	1					
		式	1					
純工事費		170	1					
		式	1					
現場管理費		10	1					
		式	1					
工事原価		I.	1					
_ 7 // 104								
一般管理費等		式	1					
从日在貝寸								
工事価格		式	1					
┴ 尹 ║ 竹								
冰 車 孙 宏 T ィドル 十 冰 車 TM 宏		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					

工事名 歩道整備工事 (西堀川通)					事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事費計							
		式	1				

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 歩道整備工事(西堀川通)

工事場所 京都市下京区清水町他 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、 その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」 に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨 を明示すること(様式不問)。

第3条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」に基づいて 実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照

2 現場条件に関する事項

第5条 (現場条件)

本工事施工箇所のうち、東側歩道及び車道下には堀川公共下水道が埋設されているため、掘削時等に おいて、堀川公共下水道天端に注意して施工すること。

第6条(施工時間)

施工時間は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、 設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条(工事規制)

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、年末年始規制に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年如規制	台 その他の 道路	12月27日~1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又 は工事区域を拡大してはならない。ただ し、道路の仮復旧等、一般交通に開放す るための工事はこの限りでない。

第8条(支障物件等)

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、 移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者 との協議	移設期間	工事方法	立会
電柱	関西電力	No.1+18.7 No.3+14.9 No.5+5.3	+	口小个细事	移設	미아수글피하
下水管	上下水道局	各所	未	別途調整	本管接続	別途調整
各種人孔	上下水道局 関西電力 等	各所			高さ調整	

第9条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼間・夜間・	交替要員
	(1日当たりの編成人数)	1/HH P-X	24時間の別	の有無
施工箇所	4名(交代要員1名含む。)	交通誘導警備員B 3 名	昼 間	有

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置 するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料·製品	備考
プレキャストコンクリート製品	「品質管理基準及び規格値」
(JIS I類、JIS Ⅱ類含む)	(区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材	「品質管理基準及び規格値」
(排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	(区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種·種別等	細別	材料・資材・製品		
ブロック舗装工	特殊ブロック舗装	視覚障害者誘導ブロック(300×300×60) 点状・線状		
側溝工	プレキャストL型側溝 (各種)	L型街渠ブロック(京都市型2号)(各種)		
	円形側溝(各種)	円形側溝(各種)		
	現場打街渠桝	グレーチング蓋(300×500 用) (110゜開閉式 T-2 細目)		
	プレキャスト街渠桝 (乗入部)	円形側溝桝(乗入用)		
集水桝・マンホール工	プレキャスト街渠桝	円形側溝桝(路肩用)		
未小仲 マルルエ	(路肩部)	側溝用埋設型枠 300 用 GRC 製 6×390×1000		
	雨水桝天端改修	グレーチング蓋(400×500 用) (110。開閉式 細目 ノンスリップ)		
		A 塊ブロック		
取付管布設工	取付管	取付管(硬質塩化ビニル、 ϕ 100)		
縁石工	歩車道境界ブロック (各種)	歩車道境界ブロック(A種)(各種)		
	地先境界ブロック	地先境界ブロック(A種)		
防止柵工	転落(横断)防止柵	横断防止柵(ダークグレー)		
	料洛(饵例) 奶 止 燗	基礎ブロック(各種)		
車止めポスト工	車止めポスト	車止めポスト 脱着式		

第11条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第12条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む) (「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確 認 項 目
道路土工	掘削	掘削完了時の状況(堀川の位置確認)
防止柵工	転落(横断)防止柵	
車止めポスト工	車止めポスト	基礎設置前の状況
小型標識工	標識柱	

第13条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等			
区画線工の設置位置確認	施工前に、公安協議内容と位置・形状が一致しているかの確認を行う。			

4 建設副産物に関する事項

第14条 (建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	設副産物	
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距離 L = 6. 5 km
アスファルト殻 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地の 1、19 番地	設計運搬距離 L = 9. 5 km
コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保 4 8 - 1	設計運搬距離 L = 2 5. 2 km
コンクリート殻 (鉄筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 3 7	設計運搬距離 L = 2 6. 7 km
枝葉、幹、根	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地 4 5 – 1 – 2	設計運搬距離 L = 7. 5 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃 に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備	考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社	設計運搬	距離
建议光生工	京都市西京区樫原芋峠 60-3	L=8.	9 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

6 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときのみ) と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備	考
スクラップ	京都市南区上鳥羽鉾立町1	設計運	搬距離
(ヘビーH 2)		L=2	. 0 km

第15条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事	□手作業
	① 仪 议	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	②+.工	土工事	□手作業
	6 1.1.	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事	□手作業
	③ 圣诞工 (机 圣诞 · 子)	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
	①本件情 但	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
	少本件17周 加	■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第16条 (工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第17条(受注者希望型におけるICT活用工事の試行)

- 1 本工事は、「京都市建設局 I C T 活用工事試行方針(案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行方針」という。)及び「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領(案)」(令和 6 年 2 月)(以下「試行要領」という。)の内容に従い I C T 活用工事を試行できる。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、I CT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①~⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工(修繕工)の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり 選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの 段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要となる見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第18条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

第19条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

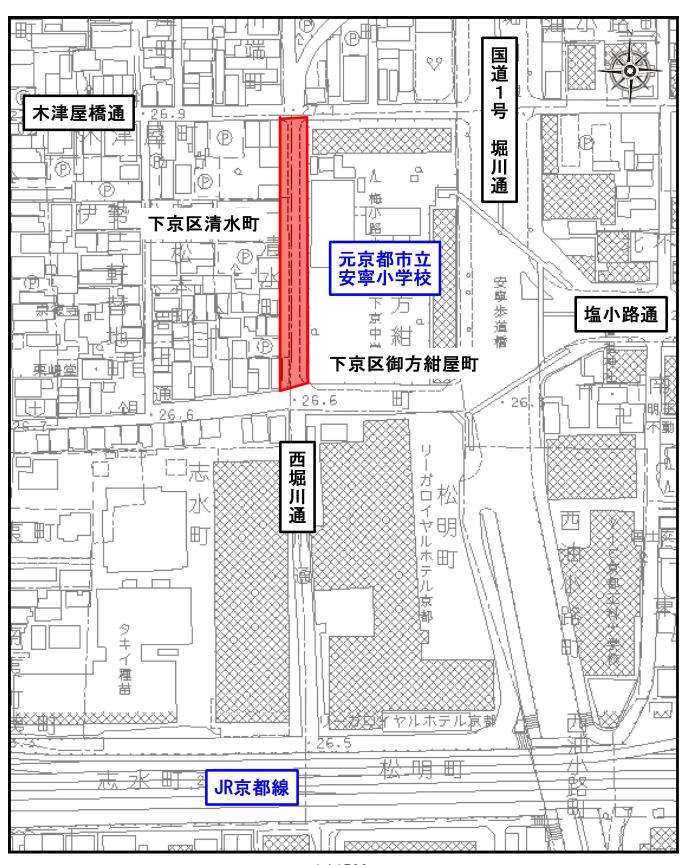
第20条(その他の特記事項)

- 1 受注者は、必ず着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民等に配布すること。なお、様式等は監督 職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係 機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。
- 3 工事中の渋滞を緩和するため、迂回看板を工事箇所周辺に設置すること。設置枚数、場所については、事前に監督職員と協議して決めること。なお、費用は共通仮設費率に含まれている。
- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。また、人

孔の高さ調整については、関係企業への人孔高さ調整依頼資料を工事着手前に提出すること。

- 5 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 7 受注者は、実施工程及び次週の予定工程を記載のうえ、週間工程表を作成し、毎週木曜日17時までに監督職員に提出すること。また所管消防署へも同様に提出を行うこと。

箇所図



1 / 1500

施工箇所